

# 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部改正並びにそれに伴う意見募集の実施について

平成27年4月15日  
原子力規制庁

## 1. 背景等

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「炉規法」という。）第62条の3の規定に基づき、東京電力株式会社が福島第一原子力発電所に関して原子力規制委員会に報告しなければならない具体的な事象については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」（以下「福島第一規則」という。）第18条に規定されており、その運用要領として、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）」（以下「運用訓令」という。）が定められている。

平成27年1月28日の平成26年度第52回原子力規制委員会において、福島第一規則第18条及び運用訓令の見直しの方針が示されたことから、これに基づき福島第一規則及び運用訓令の改正を行う。

## 2. 意見募集の実施

- 福島第一規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）の命令等にあたるものであり、別紙1、2について、同法に基づく意見募集を実施する。
- 運用訓令は、行政手続法に定める命令等に該当するものではないが、任意に行うものとして、別紙1、別紙3について意見募集を実施する。

## 3. 今後の予定

意見募集の実施	平成27年4月16日（木）から平成27年5月15日（金）までの30日間
原子力規制委員会決定	平成27年5月下旬（予定）
公布及び施行	平成27年6月上旬（予定）

**東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）等の概要**

**1. 改正理由**

- (1) 福島第一原子力発電所に係る事故故障等の報告基準について、平成27年1月28日に開催された平成26年度第52回原子力規制委員会において、見直しの方針が示された。
- (2) 本見直しの方針を踏まえ、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」及び「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）」について、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の漏えいに関する報告事項及び放射性廃棄物の排出に関する報告事項等に関して所要の改正を行う。

**2. 改正概要**

- (1) **東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）**

第18条に規定する報告すべき事故故障等について、液体状の核燃料物質等が漏えいした場合における除外要件の規定を追加及び改正する。

- (2) **東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）（案）**

- a. (1)に関連する改正
- b. 液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたときの解釈の変更
- c. 気体状の放射性廃棄物の排出の状況に異状が認められたときの要件の追加
- d. その他、記載の明確化及び適正化を含む所要の見直し